

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○公印の改刻	(県政情報・文書課)	一
○生活保護法による介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	二
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	二
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	三
○公有水面埋立ての免許出願	(水産業基盤整備課)	三
○道路の区域変更	(道路課)	四
○道路の供用開始	(同)	四
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(税 務 課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定(二件)	(同)	五
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	五
○不在者投票を管理すべき施設の指定等について	(同)	六
○石巻広域都市計画南浜津波復興祈念公園1号事件裁決手続開始決定	(収用委員会)	六

ページ

告 示

○宮城県告示第九百八号
次のとおり公印を改刻した。
平成三十年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	種類	用途	印 影		使用開始年月日
宮城県知事印	知事印	一般横書文書用	旧	新	平成三十年十月一日
					

○宮城県告示第九百九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成三十年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防短期通所リハビリテーション

医療法人杏林会介護老人保健施設 リハビリパークさくら	柴田郡柴田町船岡新栄六―六―五	医療法人杏林会	東京都目黒区中央町二丁目五番十二号	平成三十年六月十三日
-------------------------------	-----------------	---------	-------------------	------------

二 介護予防短期入所療養介護

医療法人杏林会介護老人保健施設 リハビリパークさくら	柴田郡柴田町船岡新栄六―六―五	医療法人杏林会	東京都目黒区中央町二丁目五番十二号	平成三十年六月十三日
-------------------------------	-----------------	---------	-------------------	------------

○宮城県告示第九百十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。
平成三十年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四五―一〇〇三二七	事業所の名称及び所在地 セカンドフロア岩沼岩沼市竹の里二丁目十二の十	指定障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス	設置者名 合同会社YD	指定年月日 平成三十年十月一日
---------------------	---------------------------------------	----------------------------	----------------	--------------------

○宮城県告示第九百十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成三十年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四二二二〇〇二二二	事業所の名称及び所在地 ヌーヴェルメゾンなかぞね 遠田郡美里町中峠字上戸三十五番三	指定障害福祉サービスの種類 共同生活援助	設置者名 有限会社穂乃香	指定年月日 平成三十年九月十二日
---------------------	---	-------------------------	-----------------	---------------------

○宮城県告示第九百十二号

申請者の名称 医療法人杏林会	申請者の所在地 東京都目黒区中央町二丁目五番十二号	申請者の名称 医療法人杏林会	申請者の所在地 東京都目黒区中央町二丁目五番十二号	指定年月日 平成三十年六月十三日
-------------------	------------------------------	-------------------	------------------------------	---------------------

申請者の名称 医療法人杏林会	申請者の所在地 東京都目黒区中央町二丁目五番十二号	申請者の名称 医療法人杏林会	申請者の所在地 東京都目黒区中央町二丁目五番十二号	指定年月日 平成三十年六月十三日
-------------------	------------------------------	-------------------	------------------------------	---------------------

県管北上地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。
なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。
平成三十年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業変更計画書の写し	縦覧期間 平成三十年十月九日から平成三十年十一月六日まで	縦覧場所 石巻市役所及び石巻市北上総合支所	宮城県知事 村 井 嘉 浩
---------------------------------	---------------------------------	--------------------------	---------------

二 縦覧期間

平成三十年十月九日から平成三十年十一月六日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市北上総合支所

○宮城県告示第九百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成三十年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
気仙沼市要害三七の二
- 二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

○宮城県告示第九百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

平成三十年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成三十年九月四日

二 出願人の名称

南三陸町

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第一種稲淵漁港区域内
本吉郡南三陸町歌津字館浜二二番地に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち①の地点から④の地点を順次に結ぶ平成二十二年十月二十二日付け宮城県（水整）指令第二十四号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線（DL+1・六〇メートルにより決定）、④の地点から①の地点を順次結んだ線及び①の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 本吉郡南三陸町歌津字館浜二〇三―一番地内に埋設した鉄（北緯三八度四二分四

秒、東経一四一度三二分三九秒）を基点A点とし、A点から一一九度一八分〇八

秒、四〇・六九メートルの地点

②の地点 ①の地点から 四四度三九分二一秒 七〇・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一三五度三三分二七秒 三・三四メートルの地点

④の地点 ③の地点から 九度一四分〇九秒 三・二九メートルの地点

- (二) 面積
- ⑤の地点 ④の地点から 一五五度一〇分三〇秒 一〇・三七メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から 一三五度一〇分一〇秒 一三・八九メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から 二二五度一〇分一〇秒 一・八五メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から 三一五度一〇分一〇秒 三・八〇メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から 二二五度一〇分一〇秒 六六・一五メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から 一三五度一〇分二一秒 三・八〇メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から 二二五度一〇分一〇秒 一・〇九メートルの地点

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第一種稲淵漁港区域内

本吉郡南三陸町歌津字館浜二二番地に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち①の地点から③の地点を順次に結ぶ平成二十二年十月二十二日付け宮城県(水整)指令第二十四号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線(DL+1・六〇メートル)により決定)、③の地点から②の地点を順次結んだ線及び②の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 本吉郡南三陸町歌津字館浜二〇三一一番地内に埋設した鉄(北緯三八度四二分四秒、東経一四一度三二分三九秒)を基点A点とし、A点から一一九度一八分〇八秒、四〇・六九メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 四四度三九分二一秒 七〇・〇〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 一三五度三三分二七秒 三・三四メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 九度一四分〇九秒 三・二九メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 六五度〇九分〇四秒 一〇・〇〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 一五五度〇九分三三秒 八・六一メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 一三五度一〇分一〇秒 二二・一二メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 二二五度一〇分一〇秒 八四・五七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 三一五度〇九分五〇秒 一〇・〇〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 四五度一〇分一〇秒 五・四八メートルの地点

二、七九五・〇七平方メートル(施行区域)

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 縦覧期間

平成三十年十月九日から平成三十年十月二十九日まで

○宮城県告示第九百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年十月九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線 名 三四七号

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)	備考
	前	後			
大崎市古川稲葉字大江向七番三〇地先から 同市古川稲葉字大江向二五番一地先まで	前 A 一四・五 一四・九	後 A 一四・五 一四・九	一四・五 一四・九	一四二・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後 B 一四・九 二一・六	一四・九 二一・六	一六一・三	

○宮城県告示第九百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十月九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

一般国道 三四七号

大崎市古川稲葉字大江向七番三〇地先から
同市古川稲葉字大江向二五番一地向先まで

平成三十年
十月九日

○宮城県告示第九百十八号

石巻市稲井土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十年九月二十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年十月九日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 徳 光

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県税務業務用端末等賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目

八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年八月二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店

仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 一億九千六百九十九万千三百三十六円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年六月十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成三十年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県税務総合管理システム運用保守・サーバ等

機器類賃貸借・環境移行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目
八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成三十年八月十日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中

央四丁目六番一号

五 契約金額 九億二千二百二十四万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号及び地方自治法施行令（昭和二十二年政

令第十六号）第六十七号の二第一項第二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成三十年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成三十年度税制改正等に伴うシステム修正業務

一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目

八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成三十年八月十日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中

央四丁目六番一号

五 契約金額 一億八千七百九十二万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号及び地方自治法施行令（昭和二十二年政

令第十六号）第六十七号の二第一項第二号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
塩竈市字石田六十六番一、六十六番七、六十六番八、六十六番九、六十六番十三、六十六番十四、六十六番十五、六十六番十六
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市泉区将監十丁目十三ー二ー一
株式会社東北ライフランド

選挙管理委員会

○宮選管告示第百九号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二「ショートステイみどりの郷の項中「ショートステイみどりの郷」を「有料老人ホームみどりの郷」に改める。

附 則

この告示は、平成三十年十月九日から施行する。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第15号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成30年10月9日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 起業者の名称
宮城県
- 2 事業の種類及び名称
(1) 種類
石巻広域都市計画公園事業

(2) 名称

9・5・1号石巻南浜津波復興祈念公園

- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土地の所在 宮城県石巻市門脇町四丁目

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
10番11	宅 地	宅 地	98.90	99.54	99.54

- 4 土地所有者の氏名及び住所
土地所有者不明

ただし、登記記録表題部所有者 佐々木卯兵エ

なお、佐々木卯兵エの住所・常居所不明

- 5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成30年10月1日